

国立大学法人一橋大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人一橋大学は、市民社会の学である研究社会科学の総合大学として、「新しい社会科学の探究と創造」「全学共通教育と専門教育の有機的連関及び他大学との連携」「構想力ある専門人・理性ある革新者・指導力ある政治経済人の育成」「国内・国際社会への知的・実践的貢献」の4つを使命としており、学長自らが策定した運営基本方針「一橋大学プラン135—『スマートで強靱なグローバル一橋』の確立を目指して—」を推進している。

そうした中で、一橋大学の学長は、職員数(常勤職員)500名を超える法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円および事務次官の年間給与額2,044万円と比較してもそれ以下となっている。

一橋大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や、民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

国立大学法人一橋大学役員給与規程により、役員賞与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

【主務大臣の検証結果】

報酬水準についての法人の判断理由は妥当であり、報酬水準は適正であると考え。引き続き適正な報酬水準の維持に努めていただきたい。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,486	千円 12,224	千円 5,428	千円 1,833 (地域手当) 0 (通勤手当)			
A理事	千円 15,741	千円 9,874	千円 4,385	千円 1,481 (地域手当) 0 (通勤手当)			
B理事	千円 15,846	千円 9,874	千円 4,385	千円 1,481 (地域手当) 106 (通勤手当)			
C理事	千円 15,858	千円 9,874	千円 4,385	千円 1,481 (地域手当) 118 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 ()				
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()				
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()				

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
理事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

採用の抑制、事務組織の改革、業務の合理化・簡素化等により人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準の決定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に基づき、一般職員については一般職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定、昇給、昇格の実施を実施し、教育職員については教育職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じた成績率に基づき支給している。
本給月額 (昇給)	昇給日前1年間の勤務成績に応じた昇給区分、昇給の号俸数を定め、昇給させている。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

【給与改定による措置】

- 実施期間: 平成25年4月～平成26年3月

(教職員について)

- 本給表関係の措置の内容: 一般職本給表について平均0.23%引下げ

- 諸手当関係の措置の内容: 管理職手当の引下げ 一律 ▲10.00%
大学院担当調整額(教育職本給表5級)の基本額の引下げ

- 平成25年4月に若年・中堅層(31～38歳未満の教職員)に対し、平成18年～21年度に抑してきた昇給を1号俸回復させた。

【臨時特例法に基づく措置】

- 実施期間: 平成25年4月～平成26年3月

(役員について)

- 本給月額減 ▲9.77%

- 国と異なる措置の概要: 役員賞与の改定は行わない。

(教職員について)

- 本給月額の減額率:

教員 教育職本給表	5級	▲9.77%
	4, 3級	▲7.77%
	2級	▲4.77%
職員 一般職本給表	10級～7級	▲9.77%
	6級～3級	▲7.77%
	2級、1級	▲4.77%

- 国と異なる措置の概要: 期末・勤勉手当の改定は行わない。

- 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しない。
また、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給号俸数を現行より抑制した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	490	47.1	7,919	5,767	107	2,152
事務・技術	137	40.6	5,610	4,177	103	1,433
教育職種 (大学教員)	349	49.6	8,834	6,396	109	2,438
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)、及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、記載していない。

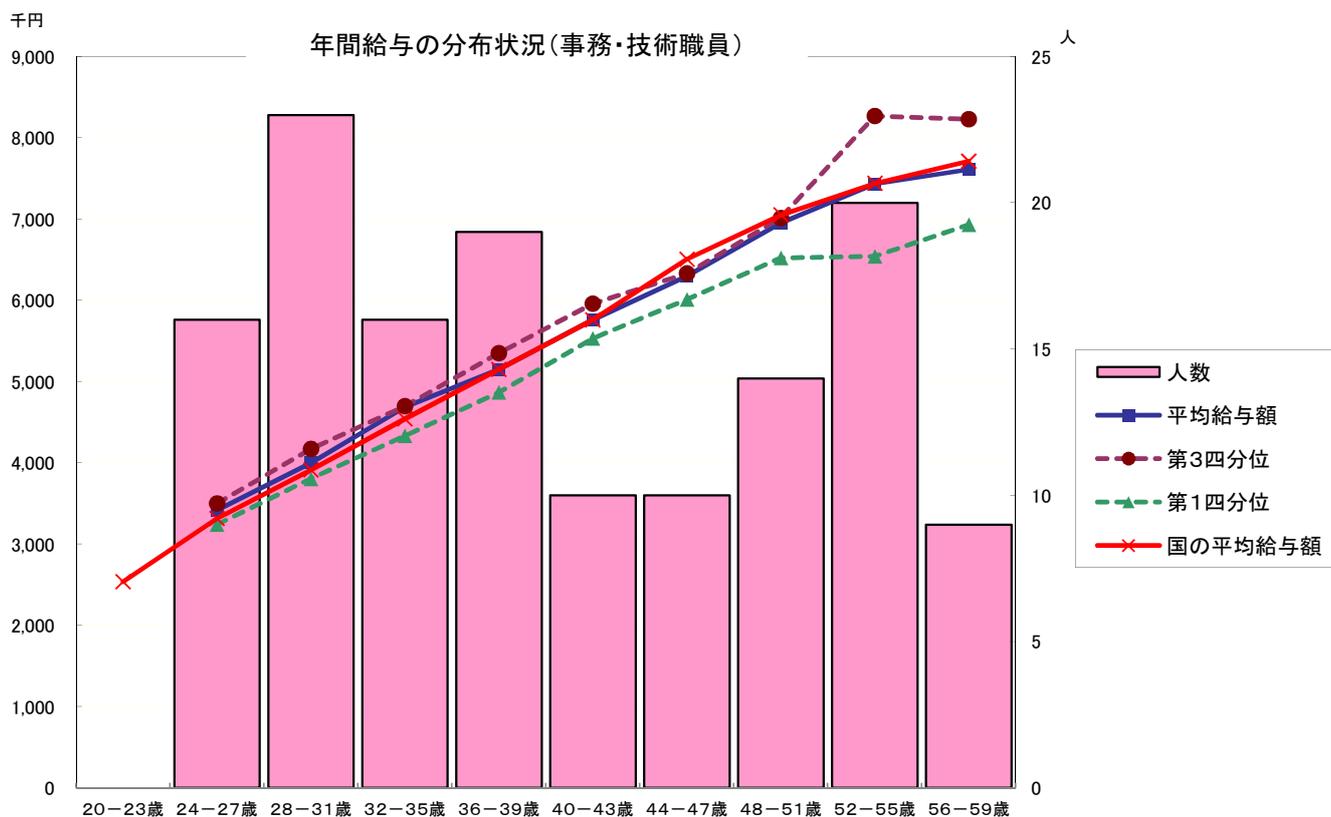
[年俸制適用者]

非常勤職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため、記載していない。

注2:非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

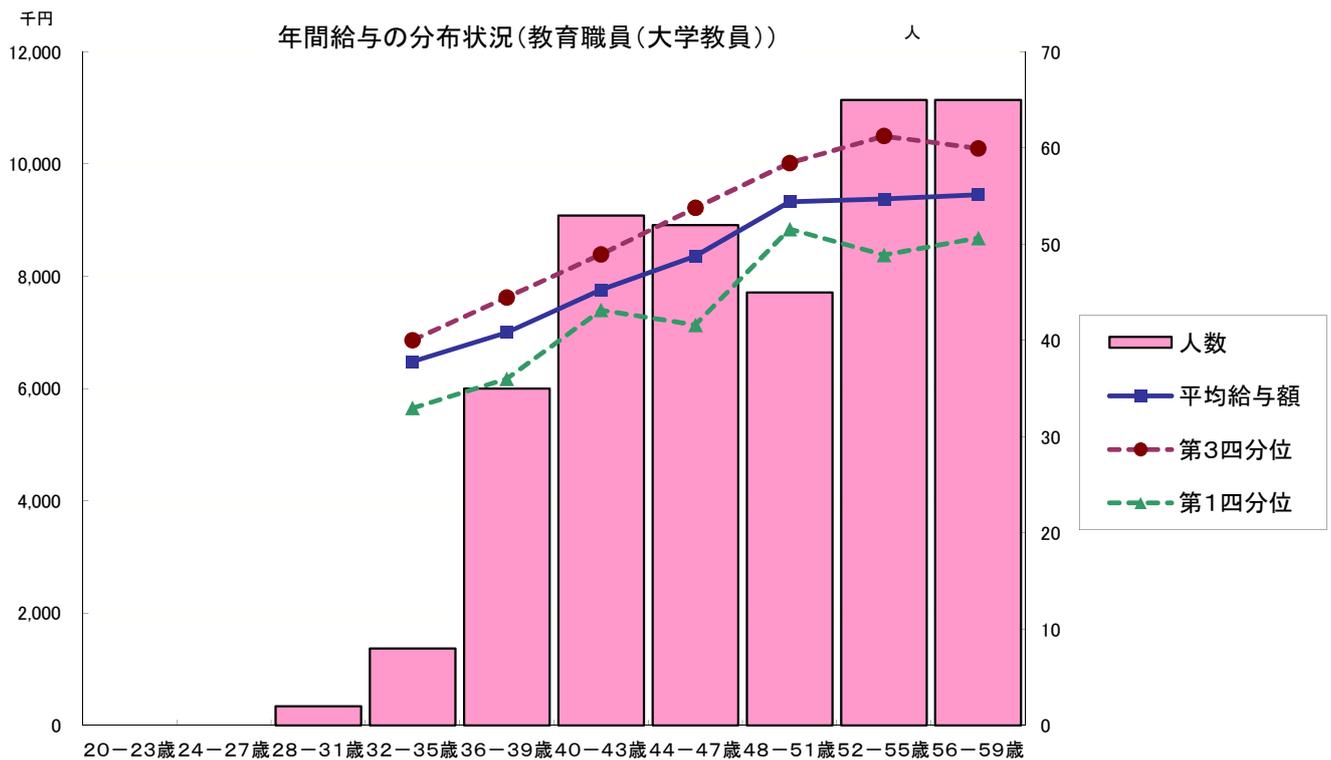


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
局長	1	-	-	-	-
課長、室長、事務長	20	52.6	7,619	8,095	8,320
課長代理	14	51.6	6,469	6,738	7,040
係長	45	42.5	5,145	5,624	6,102
主任	6	39.7	4,303	4,911	5,959
一般職員	51	31.0	3,558	3,998	4,332

注1: 局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢と年間給与の平均額と、年間給与の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額および年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	189	53.4	9,314	10,012	10,600
准教授	83	43.7	7,612	7,928	8,389
講師	14	36.5	5,752	6,313	6,755
助教	6	38.2	5,732	6,020	6,242
助手	57	49.8	6,326	6,492	6,757

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	係長	課長代理	課長、室長 事務長
人員 (割合)	137人	13人 (9.5%)	39人 (28.5%)	44人 (32.1%)	18人 (13.1%)	12人 (8.8%)
年齢(最高～最低)		29～24歳	58～27歳	59～34歳	58～44歳	59～35歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,885～ 2,307	千円 4,306～ 2,611	千円 4,841～ 3,326	千円 5,237～ 4,442	千円 6,267～ 5,000
年間給与額(最高～最低)		千円 3,769～ 3,085	千円 5,747～ 3,491	千円 6,520～ 4,542	千円 7,184～ 6,127	千円 8,320～ 6,929

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長、室長 事務長	部長	部長	局長	局長
人員 (割合)		10人 (7.3%)	()%	()%	1人 (0.7%)	()%
年齢(最高～最低)		50～59歳	～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,801～ 5,839	千円 ～	千円 ～	千円	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 9,199～ 7,887	千円 ～	千円 ～	千円	千円 ～

注:9級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	349人	0人	63人 (18.1%)	14人 (4.0%)	83人 (23.8%)	189人 (54.2%)
年齢(最高～最低)			60～32歳	44～30歳	58～33歳	62～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 5,405～ 3,015	千円 5,119～ 3,749	千円 6,389～ 4,904	千円 10,119～ 5,651
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 7,244～ 4,068	千円 6,951～ 5,100	千円 8,836～ 6,804	千円 13,953～ 7,740

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 66.0	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 36.9	% 34.0	% 35.4
	最高～最低	% 51.2～32.7	% 47.8～30.2	% 49.4～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.6	% 33.0	% 34.2
	最高～最低	% 40.5～32.6	% 37.8～29.9	% 39.1～31.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 61.2	% 60.2
	査定支給分(勤勉相当)	% 40.8	% 38.8	% 39.8
	最高～最低	% 45.2～33.6	% 47.8～31.1	% 46.4～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.3	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 48.6～32.7	% 47.4～25.9	% 47.6～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)／医療職(三))
対他の国立大学法人等

100.2
111.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

106.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.2	
	参考	地域勘案 98.9 学歴勘案 98.9 地域・学歴勘案 98.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当の支給割合が一律15%の本学と、様々な支給割合の国家公務員と比較しているため、対国家公務員指数が高くなったものと考えられる。 平成25年度国家公務員給与実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による行政職俸給表(一)適用者の最終学歴は、大学卒54.1%、短大卒12.6%、高校卒33.2%であるのに対し、本学は、大学卒78.9%(うち大学院卒8.8%)、短大卒10.2%、高校卒11%であることにより、対国家公務員指数が高くなったものと考えられる。	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.6% (国からの財政支出額 6,700百万円、支出予算の総額 12,047百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合について】 78.9%(常勤137名中108名)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は55.6%となっているが、対国家公務員の指数の状況については地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案のいずれの指数も100以下のため、適切な給与水準であると考えている。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

105.3

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,630,790	4,634,509	△3,719	(△0.08)	△238,934 (△4.9)
退職手当支給額 (B)	462,409	379,480	82,929	(21.9)	△136,538 (△22.8)
非常勤役員等給与 (C)	1,173,549	1,159,001	14,548	(1.3)	112,784 (10.6)
福利厚生費 (D)	729,816	689,275	40,541	(5.9)	69,653 (10.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,996,564	6,862,265	134,299	(2.0)	△193,035 (△2.7)

総人件費について参考となる事項

退職手当については、前年度との比較では21.9%の増加となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項
特になし。